

研究指導 大津 淳 准教授

# 消費税 95%ルールの改正に伴う企業への影響

鈴木千裕

## 1 研究動機・目的

最近の政治ニュースを見ると、社会保障と税の一体改革として消費税増税に対する議論がなされている。2011年12月30日に民主党の税制調査会は社会保障と税の一体改革に伴う消費税の引き上げについて、「2014年4月に8%、2015年10月に10%とする」ことを決定した<sup>1</sup>。財務省も、年金・医療・介護の財源不足を補うため消費税を増税したいと表明している<sup>2</sup>。だが、国会内にとどまらず党内でもまだまだ意見が対立しているようだ。いずれにせよ消費税率は現在の5%から10%へ、もしくはそれ以上に増税していくことは避けられない状況となっている。

将来的な増税を見据え、2011年度税制改正で消費税法に係る改正項目として「95%ルールの見直し」が行われた。改正された消費税95%ルールは2012年4月1日以降開始される課税期間から適用される。そのため、中小企業の経理を担っている会計事務所や大企業の経理部門では、改正内容を把握し、改正に伴う対応等を早急に検討していくことが必要とされる。

そこで本研究では、企業が負担する消費税の仕組みについて研究したうえで、改正されることにより企業にどのような影響を与えるのかを分析していく。

## 2 消費税における 95%ルールとは

### 2-1 改正の目的・背景

2008年3月期で売上高が大きかった上場企業14社の財務内容を分析し、企業の消費税額計算を簡素化する95%ルールの措置に問題があることが判明された。この上場企業14社だけでも、計119億円の消費税が国に納

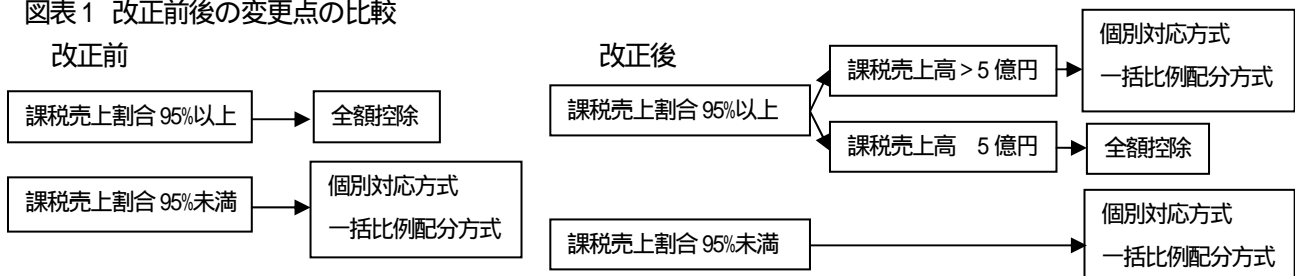
付されず、企業に残ったとみられた<sup>3</sup>。

消費税法上、納付税額は課税標準額に対する消費税額から課税期間中に国内において行った課税仕入れ等に係る消費税額を控除して求める<sup>4</sup>。つまり、企業は商品の売上などで受け取った消費税額から、原材料などの仕入れにかかった消費税額を差し引いて納税する。改正前は課税売上割合<sup>5</sup>が95%以上であれば、単純に課税売上に係る消費税(以下、仮受消費税)から課税仕入れに係る消費税(以下、仮払消費税)を全額控除すれば、納付税額を算出できていた。そのため一般的にこれを「95%ルール」と呼ぶ。

つまり、卸売・小売業や製造業、サービス業などの一般的な企業は課税売上割合が95%以上なので、単純に仮受消費税から仮払消費税の全額を控除して算出していた。一方、金融業や不動産業、医療機関などの本業の売上が非課税売上高である場合、課税売上割合が低くなるため、仮払消費税の計算は個別対応方式か一括比例配分方式かを選択することになっていた。改正後は課税売上高が5億円超か否かという条件が付いたことにより、課税売上割合が95%以上であっても、課税売上高が5億円以下の企業は個別対応方式か一括比例配分方式かを選択して、仮払消費税の計算をすることとなる(図表1)。

仮払消費税は95%ルールを考慮し簡素化して計算すると、本来納付すべき税金が納付しなくてもよい益税として算出されることになってしまう。そのため、改正前は企業規模に関係なく適用されていたため、取引の大きい大企業などは益税とされる金額も多額となってしまってい

図表1 改正前後の変更点の比較



出典:消費税 95%ルールの改正/平成 23 年度税制改正 <http://www.g-pc.co.jp/> のデータを元に鈴木作成

1 ロイターニュース「消費税増税、14年4月に8%、15年10月に10%」で決着、2011年12月30日(金)より引用。  
2 財務省「消費税の使途」より引用。

3 井藤丈嗣「課税売上割合が95%以上の場合に生ずる益税問題 消費税率の引き上げを見据えて」より引用。

4 消費税法第3章第30条より引用。

5 (課税売上高(税抜)+免税売上高)/(課税売上高(税抜)+非課税売上高+免税売上高)

た。また、将来的に税率が引き上げられれば益税も増えてしまうため、税の不平確保を図る上でも見直しがされることとなった。以後この章では、課税売上割合が95%以上であり、かつ、課税売上が5億円超と課税売上割合が95%未満の場合に選択される「個別対応方式」と「一括比例配分方式」について明らかにしていく。

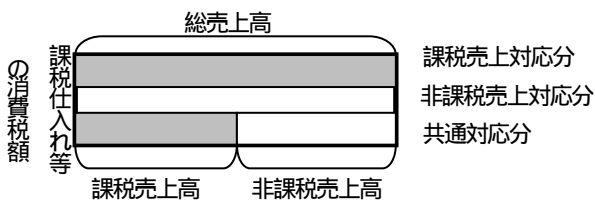
2-2 個別対応方式の計算方法

課税期間中に国内において行った課税仕入れ等の消費税額のすべてを3つに区分し、下記の算式によって計算された金額が仮払消費税となる。

- 課税売上のみに対応する課税仕入れ等の消費税額(以下、課税売上対応分)
- 非課税売上のみに対応する課税仕入れ等の消費税額(以下、非課税売上対応分)
- 課税売上と非課税売上に共通して対応する課税仕入れ等の消費税額(以下、共通対応分)

算式は、課税売上対応分+(共通対応分×課税売上割合)となる(図表2)。

図表2 個別対応方式の算式図



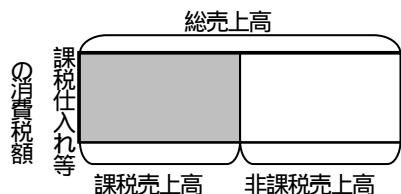
出典: 会社の経理・税金・財務 <http://123k.zei.ac/> より引用

2-3 一括比例配分方式の計算方法

課税期間における課税仕入れ等の消費税額の合計に課税売上割合を乗じることによって計算された金額が仮払消費税となる。この方式は2年間の継続適用が義務付けられる。

算式は、課税仕入れ等の消費税額(課税売上対応分+非課税売上対応分+共通対応分)×課税売上割合となる(図表3)。

図表3 一括比例配分方式の算式図



出典: 会社の経理・税金・財務 <http://123k.zei.ac/> より引用

3 納税額の計算

消費税納税額の計算方法には、「本則課税方式」と「簡易課税制度」の2つがある。

3-1 本則課税方式

消費税の納税額は、前述したように原則として仮受消費税から仮払消費税を差し引いて計算される。この方式で納税額を計算する場合は、仮受消費税と仮払消費税の両方を計算する必要がある。前章で説明した個別対応方式と一括比例配分方式はこの方式に基づいている。

3-2 簡易課税制度

実際の課税仕入れ等の消費税額を無視して、課税売上高から仕入税額が計算される。よって、仮受消費税から課税売上高にみなし仕入率(図表4)を乗じた金額を差し引くことで納税額を求める。そのため、課税期間の課税売上高が正確に算出されていれば、実際の仮払消費税がいくらかに関係なく、納税額を求めることができる。

図表4 みなし仕入率

事業区分	みなし仕入率
第1種事業(卸売業)	90%
第2種事業(小売業)	80%
第3種事業(製造業等)	70%
第4種事業(その他)	60%
第5種事業(サービス業等)	50%

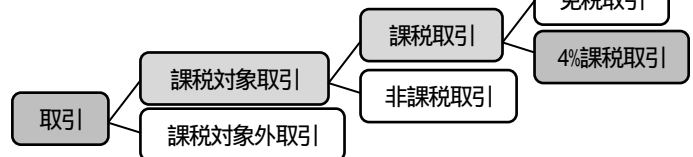
出典: 国税庁 <http://www.nta.go.jp/> より引用

この制度は、中小企業の事務負担軽減のため、基準期間<sup>6</sup>の課税売上高が5,000万円以下であり、かつ、事前に「消費税簡易課税制度選択届出書」を所轄税務署長に提出している企業のみが選択することができる。だが、仮払消費税が仮受消費税を上回る課税期間があっても、消費税の還付を受けることができない。

4 課税区分の判定

課税体系における位置づけとして、まず、取引は「課税対象取引」と「課税対象外取引」とに区分される。次に、課税対象取引は「課税取引」と「非課税取引」とに区分される。課税取引のうち、「免税取引」を除いた取引が消費税5%のうち国税分にあたる4%を課税する取引に該当される(図表5)。

図表5 課税体系における位置づけ



出典: 『消費税と経理処理のしくみが分かる本

-課税区分のポイントから各種書式の作成まで-』 P.36 より引用

6 法人は前々期、個人は前々年

#### 4-1 課税対象取引

消費税の課税の対象は、「国内取引」と「輸入取引」に区分される。

##### 4-1-1 国内取引

国内で行われる、物を買う・借りる・サービスの提供を受けるといった取引のことである。このうち、消費税の課税の対象となる取引には、次の4つの要因をすべて満たさなければならない。

国内において行うものであること

外国法人が日本国内の支店で商品を販売している場合、この行為は国内取引に該当する。一方、内国法人が外国の支店で商品を販売している場合、この行為は国内取引に該当しない。

事業者が事業として行うものであること

自動車会社が自動車を販売している場合、この行為は国内取引に該当する。一方、個人事業者が自宅を売却する場合、この行為は国内取引に該当しない。

対価を得て行うものであること

資産の譲渡などに対して何らかの反対給付を受けている場合、この行為は国内取引に該当する。一方、配当金<sup>7</sup>・寄付金・見舞金・保険金のような対価性のない無償の取引は国内取引に該当しない。

資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供であること

譲渡または貸付けの場合、資産の所在場所が国内であるかどうかで判定する。一方、サービス提供の場合、提供地が国内であるかどうかで判断する。よって、資産の所在場所が国内にあり、外国企業が日本国内の支店で商品を販売している場合、この行為は国内取引に該当する。一方、資産の所在場所が国外にあり、日本企業が外国の支店で商品を販売している場合、この行為は国内取引に該当しない。

##### 4-1-2 輸入取引

輸入貨物はいったん輸出入貨物を蔵置・管理する保税地域に陸揚げされ、貨物の検査を行う。その後、輸入者が貨物を引き取ることになる。そのため、輸入貨物を引き受けた者が納税義務者となる。

#### 4-2 非課税取引

課税対象取引のうち、次の2つのものについてだけ非課税となる。よって、国内取引と輸入取引に区分して、その具体的な内容が定められている。

- 税の性格から課税することになじまないもの  
土地の譲渡・貸付け、有価証券の譲渡、利子、保険料、郵便切手・印紙・証紙の譲渡等
- 社会政策的な配慮に基づくもの  
社会保険医療、一定の介護サービス・社会福祉事業、埋葬料・火葬料等

#### 4-3 免税取引

課税取引のうち、最終的に国外で消費、使用される物品やその効果が国外に生じるサービスについて免税される。だが、輸出用商品であっても国内で売買されている間は消費税が課税され、最終的に輸出するときだけ、その輸出売上についての消費税が免税される。よって、輸出用商品の売買がすべて免税となるわけではない。

国外に輸出される物品などについては通常、輸出先の国においてその国独自の間接税が課せられる。そのため、日本から輸出する物品などについてまで課税すると、国際間における二重課税という問題が生じる。よって、日本から輸出する物品などについては間接税の負担がかからないように調整を図っている。これを「国境税調整」と言う。

### 5 企業に与える影響

本則課税方式を選択している企業について、中小企業と大企業に分けて実務面での影響を分析した。

まず中小企業に与える影響を分析する上で、第一に、経理実務の特徴として経理業務を行っている人数が平均2.3名であるという点である。徹している人数が少ないにもかかわらず、経理担当者は庶務的な業務も行っている場合が多い。そのため、会計事務所に会計データを預けている企業が多くあり、中小企業の経営の基盤作りのためには、会計事務所と連携を図っていく必要がある。

第二は95%ルールの説明で述べたように、課税売上高が5億円超の企業であるかという点である。課税売上高が5億円以下の企業では、改正前とかわらず経理処理をしていくことができるため、影響はない。課税売上高が5億円超であったとしても、会計事務所との連携がしっかりしていれば、改正に伴う対応を検討してくれるので、影響はないと言えるだろう。

次に大企業に与える影響を分析する上で、第一に、経理実務の特徴として中小企業とは異なり企業規模が大幅に拡大するため、経理業務を行っている人数が多いという点である。部署数も多くなるため、経理部門のみですべての取引を把握しきれず、各々がシステム上で自動的に仕訳が記帳できるようになっている。また、経理担当者が

<sup>7</sup> 株主または出資者として受け取るものであって、資産の譲渡等をして受け取るものではないため。

多いために、会計事務所との連携がそこまで深くない。これらのことから、改正への対応が必要とされるのは会計システムに入力をするすべての人が、95%ルールの見直しへの対応ができるような環境整備が必要となる。そのためには、どの事業部門の、どの取引に影響してくるのかを把握する必要がある。

第二にシステム上で自動的に仕訳を起こす企業の場合、課税売上・非課税売上・課税仕入れ等が正しく区分されているかという点である。正確な区分がされていればスムーズに納税額を算出していくことができるからである。そのため、それら3つの区分が正しく設定されているか確認する必要がある。

第三に子会社は保有している場合は、グループ企業内のどの企業までが改正に対応していくかという点である。この場合、それぞれの会社が改正に対応するのはあまりにも非効率なので、親会社が責任を持って改正に対応する必要がある。

これらのことから、大企業は中小企業以上に改正に伴う影響が大きく、自社内における改正への対応が迫られることになる。

## 6 問題点と今後の課題

最後に本研究を通して見えてきた問題点と、今後の課題について述べたいと思う。

第一に課税売上割合が正確に算出されているかという点である。卸売・小売業や製造業、サービス業などの一般的な企業は課税売上割合が95%未満になることはないと言われているため、高を括って課税売上割合を厳密に計算していない企業が多い。しかし、今後は課税売上高や免税売上高、非課税売上高を正確に集計した上で、課税売上割合を算出しなければならない。そのためには、売上高を課税と免税、非課税に区分する際に、非課税売上高のチェックを厳密に行うことが必要となる。例えば、従業員から収受する社宅家賃について、これを課税対象要因の「事業者が事業として行うものであること」に反しているとして、「不課税売上高」とすることは誤りである。本来は、非課税売上高の「土地の貸付け」の条件のうち、家屋を含む土地の貸付けとし、「非課税売上高」としなければならない。結局はどちらも課税にはならないが、課税売上割合を求めるためには間違えた区分をしていないかを厳密にチェックしていく必要がある。

第二に現状で、個別対応方式または一括比例配分方式の計算ができるかという点である。一括比例配分方式を適用する場合、課税売上割合を正確に算出していれ

ば、そもそもの売上高の区分がしっかりできていることになるため、特に影響はない。しかし、個別対応方式を適用する場合は、課税仕入れ等のすべてを「課税売上対応分」と「非課税売上対応分」、「共通対応分」の3つに区分する必要があるため、仮払消費税を正確に集計しなければならない。そのためには、帳簿と請求書等のほかに補足資料として、取引先の連絡先や購入商品についての詳細を記載した「買掛・未払一覧表」を作成するべきだと考える。

以上のことから、今後ますます増税されていく消費税率に伴って、企業規模が大きければ大きいほど、企業が納める消費税額の計算が複雑化していき、容易に計算できるほど簡単なものではなくなっていく。そのため、会計事務所との連携をより深めておくことで、消費税だけにとどまらず、所得税や法人税等の改正時にも、親身になって協力してくれるような関係作りをしておくことが必要だろう。そうすれば、今度大規模な改正があった時にも、それに動じることなく会社経営ができる企業の力強さにつながるだろう。

## 主要参考文献及び URL

- [1] 伊原健人『週刊 税務通信』 p.8-16  
2011年9月12日 税務研究会
- [2] 熊王征秀[著]『消費税と経理処理のしくみが分かる本-課税区分のポイントから各種書式の作成まで-』  
日本実業出版社
- [3] 税研/日本税務研究センター [編]・井藤文嗣[著]『日税研究賞受賞論文から 課税売上割合が95%以上の場合に生ずる益税問題-消費税率の引上げを見据えて-』 25(4) (通号 149) 2010.1 p. 123-132
- [4] 経理担当者の採用と育成  
<http://www.tky-ma.net/page025.html>
- [5] 消費税 <http://www.syouhizei.biz/>
- [6] 中小企業庁  
<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/kihon/h17kakuhou/index.htm>
- [7] 中小企業における 経理担当者の意識と仕事の実態調査  
<http://homepage3.nifty.com/owltree/journal/journal200003.html>